

平成23年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	団体名	措置状況	対応区分
P 3 9	④ 財務 B. 出納の監査結果 未払税金	未払消費税等（893,300円）及び未払法人税等（21,000円）が貸借対照表に計上されていない。 現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。そのためには、決算作業を従来以上に早期化する必要がある。	公益社団法人倉敷市シルバー人材センター	決算処理を早期に行うこととし、平成24年度の決算より未払消費税等及び未払法人税等を未払計上しました。	措置済
P 1 0 2	⑤ 契約 【指摘事項3】	倉敷市文化施設舞台業務委託契約について、契約が解除された場合の契約代金の精算については、日割によるものと明記するよう改善されたい。 第7条では、本契約の解除事由が列挙されているところ、これらの事由によって解除となった場合においては、精算は日割とするのか否かは全く記載されていない。	財団法人倉敷市文化振興財団	平成25年度の契約から、契約解除等により請負期間が月の途中で終了したときは、当該月の契約代金（請負代金）を日割計算により精算するよう明記しました。	措置済
P 1 0 3	⑤ 契約 【指摘事項6】 【指摘事項7】	公演契約につき、契約書書式を統一したものとするとともに、契約内容を詳細なものとされたい。 公演契約は、いずれも簡略にすぎたものであり、公演内容の詳細のほか、契約当事者いずれか一方の都合による、又は不可抗力による、キャンセル、延期、変更の場合の処理方法などを定めた具体的かつ詳細なものとされたい。	財団法人倉敷市文化振興財団	公演契約について、統一的な契約書書式を作成し、平成25年度から使用しています。契約内容については、公演内容の詳細として名称、出演者、期間、回数及び会場を記載する欄を設けた他、公演に係る諸手配及び費用負担を一覧表にまとめ、甲乙それぞれの負担を明確にするとともに記載漏れのないものに改めました。 また、新しい契約書書式では公演内容の変更や不可抗力による公演中止の場合の処理方法、契約解除の事由及びその場合の違約金の取扱い、紛争が生じた場合の管轄裁判所を定めました。	措置済
P 1 0 4	⑤ 契約 【指摘事項8】	公演契約において、暴力団排除条項を規定するとともに、契約の相手方に対し、暴力団でないことの誓約を求めるよう、改善されたい。	財団法人倉敷市文化振興財団	平成25年度から、当財団で締結する公演契約及び業務委託契約については、暴力団排除条項を規定するとともに、契約の相手方から暴力団でないことの誓約書を徴するよう改めました。	措置済
P 1 3 8	④ 財務 C. 出納の監査結果 未払税金	現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づいて未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。 また、倉敷市では毎年度、外郭団体を含めた連結財務諸表を作成して公表しているが、当該連結財務諸表にも影響があることを考慮する必要がある。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	決算処理の早期化を行い、平成24年度決算から、未払い税金を未払金として計上し処理しています。	措置済
P 1 4 1	⑤ 契約 【指摘事項1】	倉敷市との事業委託契約につき、暴力団排除条項が必ず規定されるよう改善されたい。	社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	倉敷市との事業委託契約について倉敷市と協議し、平成25年度の委託契約から暴力団排除条項を規定しました。また、その他の契約書にも同様の条項を加えました。	措置済
P 1 8 0	③ 現物照合 現金（福祉プラザ事務局総務）	経理規程第26条では「出納責任者は、入出金のあった日の金銭残高を金銭残高金種別表に記入し、当日の帳簿残高と照合しなければならない」と定められているが、金銭残高金種別表は作成していない。	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	平成24年8月から金銭残高金種別表を作成し、月次報告書に添付しています。	措置済
P 1 8 1	③ 現物照合 固定資産（10万円以上）	ワイヤレスシステムの除却処理漏れがあった。	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	ワイヤレスシステムの現物の確認を行い、現物がないことが確認できたため、平成25年5月に固定資産管理台帳の処理を行いました。	措置済
P 1 8 6	④ 財務 C. 出納の監査結果 未払税金	現行の会計処理は納付時に租税公課処理しているが、発生主義に基づき未払計上すべきである。新会計基準では税効果会計も導入されるため、決算を従来以上に早期化する必要がある。	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	決算処理を早期に行うこととし、平成24年度決算から、未払法人税を計上しています。	措置済
P 1 8 6	④ 財務 C. 出納の監査結果 未払金	3月末に決算で計上した未払金が8月末で1,527,744円残っていた。 未払金は決算で計上するだけであり、期の途中では計上していないため、期末後2-3ヶ月でゼロになるはずである。月次の残高をチェックしていれば発見できることである。月次のチェック項目をリスト化する等の改善が必要である。	社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会	平成24年度から、月次報告書の作成時に総勘定元帳の補助簿により残高を確認することを月次のチェック項目に追加しました。	措置済
P 2 4 6	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 2) 歳出のテスト	JFEスティール報酬に消費税課税対象となる通勤費 11,000円が含まれている。 11,000円は消費税課税対象額として会計処理すべきである。	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	平成24年度決算において、通勤費は、消費税課税対象額として会計処理しました。引き続き、適正な取り扱いを行います。	措置済

ページ	項目	指摘事項	団体名	措置状況	対応区分
P 2 4 7	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 3) 歳出のテストその2	一部業者の請求書に日付がないものや、保存されていた納品書にも日付がないものがあった。3月分は特に納品の事実を証する日付の入った納品書及び請求書の入手に努め、また、内部でも検収書を作成し、3月中の入荷の事実を証する書類を保存すべきである。	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	ご指摘の請求書・納品書については、発生日付を確認し、該当帳票に記入することによって、改めました。また、発注者、注文品受領者、支払者の各手続きを別の者が担当する内容（職務の分離）で、既存「事務処理マニュアル」の改訂を行い、担当職員に配布、研修会を実施し、あわせて、各手続き確認日、確認者を証として明記するよう改善し、周知徹底を行いました。	措置済
P 2 4 8	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 4) 歳出のテストその3	少額ではあるが、平成22年度に属すべき一般廃棄物処理手数料1,040円が、その支払時である平成23年度の4月に計上されていた。	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	ご指摘の手数料は、平成22年度の決算において、未払金として会計処理をしていました。伝票摘要欄の記入は、本来、「平成22年度3月分一般廃棄物手数料」とすべきところ、平成23年度4月分と記載していたため、監査人の認識の誤りを生じさせたものです。このことについては、指摘をいただいた直後に訂正をし、今後は、誤りが起きないように、出納役・出納員等による十分な確認によって、更に正確性を追求するよう周知しました。	措置済
P 2 5 0	④ 財務 B. 実施した監査手続きの詳細 7) 法人税の税務調査について イ	今後の予算について、修繕費のうち資本的支出が固定資産計上を要するとなると、修繕費等から固定資産取得支出へ科目を変更することが必要となる。また、納税資金についても、それを考慮して見積る必要がある。	公益財団法人倉敷市スポーツ振興事業団	固定資産には、スポーツ施設等の管理を、効率的・効果的に行うための車両・グラウンド整備機器等の取得や、空調設備等を新設・改良したことにより取得した資産（事業用資産）があるほか、倉敷市所有の体育館等構築物や各種設備を改良したことにより取得した資産（市所有資産）とがあり、これら取り扱いのマニュアルとして、「施設・設備の修繕等のフローチャート」を作成しました。このマニュアル、及び当法人会計規程に基づき、耐用年数1年以上、且つ、取得価額10万円以上の資産については、事業用資産及び市所有資産とも、固定資産に計上し、「固定資産台帳」に記帳しました。また、このうち市所有資産については、倉敷市に寄附申込みを行い、寄附採納通知受領後、「固定資産」から「現物寄附金」（費用勘定）に振り替える方法によって、当期末に適正に処理を行いました。なお、翌期となる平成24年度から、固定資産取得に係る納税資金について、予算に反映するよう改めました。	措置済
P 2 9 3	④ 財務 B. 人件費の監査 3)	時間外勤務の振替処理を行うのであれば、割増分（25%もしくは35%分）の時間外手当は支給しないと労働基準法に抵触する可能性がある。また、まとめて数ヶ月分を支給することに関しても、給与規程上は、第8条2項において、「給与のうち月額手当以外の手当は、その月分を翌月の給与の支給日に支給する」となっており、毎月精算すべきである。	一般財団法人倉敷市船穂農業公社	平成24年度から公社規程を改正し時間外勤務の振替の際には、割増分の時間外手当を支給することとしています。時間外手当の支払いについては、平成24年度から月末締め、翌月払いとしています。	措置済
P 3 3 6	③ 現物照合 預金	月次決算を実施するとともに、少なくとも預金残高については、毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合すべきである。	くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社	平成25年度から毎月、月次決算を行っています。併せて、預金残高については毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合しています。	措置済
P 3 3 7	④ 財務 A. 出納の監査結果	市との受託事業について、3つの契約とも一部再委託が行われているが、市への承認申請を行っていない。	くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社	市との受託事業について、平成25年度は、3つの契約とも一部再委託の承認を得ました。	措置済
P 3 3 7	④ 財務 A. 出納の監査結果	市との受託事業の完了報告について、月次で再委託先の完了報告書のコピーを市に提出している。年次での業務完了報告書を作成していない。	くらしきシティプラザ東西ビル管理株式会社	平成24年度から年次での業務完了報告書を作成することとし、市担当課（道路管理課）へ提出済です。	措置済
P 3 4 6	③ 現物照合 預金	少なくとも預金残高については、毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合すべきである。	倉敷市開発ビル株式会社	平成25年度から毎月、月次決算を行っています。併せて、預金残高については毎月残高を把握し、会計帳簿の記録と照合しています。	措置済
P 3 4 8	⑥ 過去の監査委員監査（出資団体監査）における指摘事項	職務権限規程は作成していない。作成が必要である。	倉敷市開発ビル株式会社	職務権限を明確にするため、業務執行基準（平成25年4月1日施行）を制定しました。	措置済